

2020 年事業計画

I 2020 年事業計画 基本方針

2010 年 4 月、多くの支援と期待を受けて、日本で初めての「SOS 子どもの村」として出発後、10 年が経過した。この 10 年は、「すべての子どもに愛ある家庭を」のスローガンのもとに、「SOS 子どもの村 インターナショナル」の理念とプログラムに学び、我が国の家庭養育推進と家族強化を進める試練と挑戦の年月であった。

2016 年に改正された児童福祉法で、「子どもの権利条約に則って、子どもの最善の利益、子どもの意見尊重、子どもの家庭養育優先の原則」が明記されたことにより、その後、全国で「都道府県社会的養育推進計画」が策定され、諸外国に比べて立ち遅れていた我が国の子ども家庭福祉は急激に変わろうとしている。

その中で「SOS 子どもの村 JAPAN」は、子どもの権利を尊重しながら、「家庭養育推進」、「家族の分離を予防する地域での家族支援」に積極的に取り組み、また、これらを実現するために、組織の強化と資金開発を着実に進める。

- (1)親の養育を受けられない子どものために、「家庭養育と支援のモデル」を目指して、実践に努めてきたが、懸案である育親の確保と支援プログラムの充実を図り、村長を中心としたチーム養育の推進に努める。
- (2)地域で危機にある子どもと家族のために、「福岡市子ども家庭支援センターSOS 子どもの村」では、相談の質の向上をめざすとともに、アウトリーチによる家族支援、また、村の短期預かり専用棟でのショートステイの積極的な受け入れとともに、「みんなで里親プロジェクト」を推進する中で、「短期里親による地域の家庭支援」の仕組みづくりを展開し、地域に貢献する。
- (3)「SOS 子どもの村 インターナショナル」の一員として、「国連子どもの代替養育に関するガイドライン」ならびに「新しい社会的養育ビジョン(厚生労働省)」に基づいた子どもの権利尊重と家庭養育推進に寄与する。
- (4)持続可能な組織のための資金開発体制づくりを進め、新規支援者の開拓、既存支援者とのよりよい関係づくりを図るとともに、新しい資金開発分野を開発する。
- (5)人事管理を含めた組織運営体制の効率化・高機能化を図るとともに、「子どもの村東北」については、組織強化に参加する。

II 2020年事業計画

2020年は、「子どもの村福岡」が開村して10周年の記念すべき年である。10年間の村での里親養育と支援を総括し、次の10年を目指して行く。2019年は、4月に18歳を迎えた若者が1人、社会へと巣立ち、1家族が地域の里親として自立した。地域で困難を抱える子どもの家族分離を防止するために、村の短期預かり専用ホームを活用し、一時保護やショートステイを積極的に受け入れた。子ども家庭支援センターの相談事業では、家族アセスメントツールおよびアウトリーチプログラムの開発を行い、さらに「みんなで里親プロジェクト」では里親によるショートステイの仕組みづくりも進んでいる。

2020年は国の「新しい社会的養育ビジョン」に基づいた「都道府県社会的養育推進計画」を受け、子どもの権利条約に則った家庭養育、特別養子縁組の推進、一時保護改革などが各自治体で急速に進むと思われる。「子どもの村福岡」もこれらの動きの中で、子どもの最善の利益と子どもの意見を尊重した実践に積極的に取り組んで行く

1. 親の養育を受けられない子どもたちの養育

(1) 子どもの村福岡での家庭養育のモデルづくり

ア 子どもの受入れ

現在、3家庭で9名の子どもを養育しており、新規委託を積極的に受入れていく。

イ 一時保護・ショートステイの受け入れの充実

福岡市から「短期預かり専用ホーム」でのショートステイの委託を受けたことを受け、区役所とともに、地域の家族支援に積極的に取り組んで行く。

ウ 育親・ファミリーアシスタントのリクルート

組織の最優先課題として組織をあげてリクルートを継続していく。

エ 育親・ファミリーアシスタント・センタースタッフの人材養成

計画的な人材の育成に取り組むためのセルフチェックリストの活用を行う。

オ CHILD PROTECTION POLICY(以下 CPP)の遵守

不適切養育に対する共通認識を持ち、不適切養育の予防、CPP 事案への対応を引き続き行っていく。

カ 常に子どもの声を聴きながら養育する。

(2) 家庭養育支援のモデルづくり

ア チーム養育のためのファミリーチームミーティングの実施

月2回のFTMを継続し、FTMのしくみについて検証する。

イ 対話を通じた課題解決の文化をつくる

対話を中心とした理念ワークショップを通し、子どもの村の現状や課題、これからの目標をメンバーで共有する。

ウ 子どもの声を聴く文化をつくる

研修チームで検討を進め、「常に子どもの声を聴く」文化をつくるとともに FTM への子どもの参加についても検討をすすめる。

エ 専門家との連携体制の充実

養育支援会議、FTM などに小児科医や心理専門職が参加し、連携体制を充実させていく。

オ 児童相談所との連携の充実

子どもの受入れ時や課題発生時また計画的・段階的な家族再統合の各ステップにおいて、児童相談所と情報共有し、連携しながら支援を行っていく。

カ 地域の子として、地域とともに育てる

年 2 回の今津・子どもの村連絡協議会を中心に、地域と連携しながら子どもの村の運営を行っていく。

キ 実家族再統合・リービングケア・アフターケアの検討

再統合計画にもとづいて支援を行い、実家族再統合や自立等で村を離れる子どもへの支援の在り方を検討する。

(3) 村の運営の充実・強化

ア 村長を中心としたチーム作りを推進する。

家庭養育者セルフチェックリストの実施と振り返り面接を研修チームとともに実施する。

イ 育親・スタッフの研修の質の向上

研修チームとともに、ニーズに応じた研修の実施を行っていくとともに、FA 研修など OJT を継続的に開催していく。

ウ 子どもの村についての普及啓発・見学者への対応

子どもの村の実践を市民や大学関係者、児童養護施設、里親支援機関等、専門家に伝える機会とし、「子どもの権利にもとづく養育」や「新たな社会的養育ビジョン」の実現に向けて見学者への丁寧な対応を行っていく。

エ ボランティアとの連携

有償ボランティアの体制充実をはかり、特に、ショートステイを支える有償ボランティアの仕組みや草取り隊など、市民ボランティアとの連携していく。

オ 村の環境保全

建物、村庭、備品の管理、保全の管理・保全に努め、中庭の枕木など老朽化した部分の補修を検討していく。

(4) 子どもの村東北への支援

研修等や東北の主会議への参加を通して「新しい社会的養育ビジョン」に則った村運営を支援する。

2. 地域で困難を抱える子どもと家族への支援（子ども家庭支援センター「SOS 子どもの村」）

(1) 平日夜間、土日祭日相談事業の充実

ア 相談の質の向上

外部研修を受けながら、相談支援員としてのスキルアップに努めていく。

イ 家族アセスメントの質の向上

毎週 1 回のケアミーティングの場で新規ケースの方針検討を行い、スーパーバイズを受けながらアセスメントの質の向上を図る。

ウ アウトリーチとネットワークによる家族支援の充実

来所できない家族に対してはアウトリーチを積極的に行うとともに、関係機関との顔の見える関係づくりを行い、家族とともに課題を解決するために連携支援の充実を図る。*3-1)に再掲。

エ 家族支援のための親と子のグループ支援

共通の課題を持つ子どもや家族に対するグループ支援を行う。

(2) 里親支援事業

ア 里親家庭への相談支援

イ フォスタリングチェンジ・プログラム

イギリスで開発された里親のためのペアレンティングプログラムを導入後 4 年が経過し、全国に普及しつつある。福岡では年 1 回の児童相談所との連携によるプログラム実施が定着している。2020 年は以下の事業を行う。

(ア)フォスタリングチェンジ・プログラムの実施

2020 年 5 月 8 日～7 月 17 日(予備日 7 月 31 日)毎週金曜日 10～13 時

(イ)フォスタリングチェンジ・プログラムアフターセッションの実施

(ウ)ファシリテーター・フォローアップミーティングへの参加

(エ)ファシリテーター養成講座への参加

(オ)コンサルテーションへの参加

ウ 里親・ファミリーホーム専門研修会

(3 子どもと家族支援のプログラム開発と人材養成に掲載)

エ 子ども遊びプログラムへの支援

遊びを通した子どもの成長・発達の機会や子ども同士の関係づくりを保障するため、NPO 法人子どもと遊びプロジェクト(以下、「こぶろ」)の活動を側面的にサポートするとともに、専門研修会時の子どもプログラムを「こぶろ」に協力依頼する。

オ ユースプログラムへの支援

「こぷろ」のユース部門「ゆぷろ(ユースと遊びプロジェクト)」や International Foster Care Alliance(IFCA; イフカ)の活動を側面的にサポートする。

(3)子どもショートステイ事業の在宅支援強化のためのプログラム開発

保護者の疾病、育児疲れなどに際して短期間子どもを預けることができる「子どもショートステイ事業」について、今年度「子どもの村福岡」に預かりのための専用棟が予算化され、また、「子ども家庭支援センターSOS 子どもの村」が福岡市西区役所と連携して、地域で「ショートステイ里親」が子どもを預かる「みんなで里親プロジェクト」の成果も生まれてきたことから、今年度は、さらに一歩進めて、「子どもショートステイ事業」が、困難な子どもと家庭を支え、児童虐待と親子分離防止のための在宅支援の切り札となるよう、相談事業や区役所との連携をすすめ、在宅支援機能強化のためのプログラム開発を行う。

3. 子どもと家族支援のプログラム開発と人材養成

地域の危機にある家族を支援するためのアウトリーチ&ネットワークによる家族支援プログラムの開発および、里親養育の質の向上のための人材養成プログラム開発を継続していく。

(1) アウトリーチによる家族支援プログラム開発(大和証券助成)

ア 家族アセスメントツールの試行

2019年に開発した、家族のニーズを把握するための「ニーズアセスメント」、家族全体の持つ力を把握するための「家族の強みアセスメント」、子どもや家族と支援計画を共有するための「ファミリーアセスメント」の試行を継続していく。

イ 家族応援会議とアウトリーチによる家族支援の試行

当事者が参加して支援計画をたてる「家族応援会議」を実践していくとともに、アウトリーチによる支援プログラムの検討を継続する。

ウ 多分野ネットワークづくり

包括的な家族支援のネットワークをつくるために、関係機関との関係づくりを強化していく。

エ 家族支援プログラムについての報告書作成&普及啓発

3年間のプログラム開発の成果をまとめ、プログラムの普及啓発に取り組む。

(2) 里親普及支援事業(西区みんなで里親プロジェクト)(福祉医療機構助成)

短期の里親を確保し、西区役所と連携した里親によるショートステイへのしきみを発展・拡大し、村のショートステイと連携した地域の里親によるショートステイの受入れ実績を蓄積しながら事業をさらに発展させていく。

ア 里親によるショートステイの推進

西区役所・児童相談所と連携し、短期の里親リクルートと里親によるショートステイのしくみを作る。

(ア) みんなで里親プロジェクト実行委員会

- ・ネットワーク会議
- ・「みんなで里親プロジェクト」作業部会

(イ) 短期の里親普及・リクルート

- ・里親制度の広報・普及啓発
- ・里親リクルート
- ・福岡市児童相談所とリクルート情報の共有

(ウ) 里親による短期預かりの仕組みづくり

- ・ショートステイ里親の登録・受入れ試行・評価
- ・「改正 里親によるショートステイハンドブック」の作成

イ 里親養育の質の向上のための研修

市民向けの公開研修会を開催し、子どもと家族の現状について学ぶ。里親・FH向けの専門研修会を開催し、里親養育の質の向上を図る。

(ア)市民向け研修「公開研修会」の開催(年3回) * (3)－1)に再掲

(イ)里親向け研修「里親専門研修会」の開催(年4回) * (3)－2)に再掲

(ウ)ショートステイ里親研修の試行

(エ)ショートステイ里親交流会

ウ 「みんなで里親・ふくおかモデル」の普及

ふくおかでの取組を他地域や他施設へ広げることを目的として、学会発表や他都市調査を行う。

伴走支援者・アドバイザーへの報告を行い、助言を受け事業を進める。

(ア) 「福岡市社会的養育のあり方検討委員会」や「子どもの家庭養育推進官民協議会」での提言・要望

(イ) 伴走支援者・アドバイザーへの報告・評価

(ウ) 日本子ども虐待防止学会等での発表、普及

(エ) その他のモデルの広報

(オ) ショートステイに関する全国調査

(カ) 他地域への視察

(キ) 福岡市内の施設との連携

(ク) 報告書の作成

(3) 家庭養育の人材養成

ア 里親・ファミリーホーム専門研修の開催(年3-4回)

家庭養育における当事者のニーズにもとづいた、実際の養育に活かせる研修を実施するとともに、個人の研修履歴とセルフチェックリストのポートフォリオを作成する。

イ 公開研修会の開催(年3回)

「子どもの権利」「子どもの発達・愛着」「社会的養護・困難を抱えた子どもと家族の現状」をテーマに、市民や学生、社会的養護関係者を対象に、困難を抱えた子どもと家族への理解を深め、ボランティアや支援者を育成するための研修会を開催する。

(4) 家庭養育推進のための多分野ネットワーク事業

『弁護士・実務家に聞く 里親として知っておきたいこと』冊子の販売・普及を通して、弁護士や児童相談所、里親会等とのネットワークを強化する。

4. 提言活動

「子どもの権利」を保障し、最善の利益を実現することを目指して、「改正児童福祉法」、「新たな社会的養育ビジョン」の普及啓発に努めるとともに、「家庭養育推進官民協議会」や「フォスターリングチェンジ企画委員会」とともに厚生労働省や社会への提言を行う。

(1) 第8回東京フォーラム/九州フォーラムの開催

日本における社会的養護の課題を提起し、その解決に貢献するためのフォーラムを開催する。

(2) 学会発表、研修講師派遣等による啓発の充実

学会発表や研修講師に限らず、子どもサポート部とコミュニケーション部が連携して進める。

(3) 子どもの村福岡の見学者への啓発

見学者に応じた丁寧な対応を行う。*2. (3)3を再掲。

5. 子どもと家族に関する情報提供・啓発事業

2017年の「新しい社会的養育ビジョン」の公表以降、里親をはじめとした家庭養育の関心がより高まり、本法人の活動の意義が全国的に浸透しつつある。村における養育はもちろん、「みんなで里親プロジェクト」や子ども家庭支援センター事業等、引き続き、地域における養育里親の意義や子どもとその家族支援の必要性を社会に提言していく。また、資金開発と広報の戦略をより連携すべく「資金開発・コミュニケーション部」を組成し、潜在的な支援者層へのタイムリーな情報提供に取り組む。

(1) オンライン広報/広告の重点的な強化

従来まで、お知らせと日記のみ更新していたウェブサイトにおいて、子ども家族支援に関する

社会提言の発信に取り組む。また、ウェブサイトと SNS の客観的かつ継続的な分析を行い、その結果に基づいた広報に取り組む。広告の中でもオンライン広告に力点を置き、ウェブサイト経由のマンスリー支援会員の KPI 達成を目指す。

(2) アニュアルレポート及びニュースレターの発行

既存支援者との継続的な信頼関係の構築、およびウェブサイトを通じた潜在的な支援者の獲得を目指し、アニュアルレポート及びニュースレターをタイムリーに発行する。

- ・アニュアルレポート発行予定(2020年4月)
- ・ニュースレター発行予定(2020年7月及び12月)

(3) 他団体やメディアとの協働

ビジョンを同じくする NPO 団体等と協働し、コレクティブインパクトを通じた資金開発および社会提言に取り組む。また、新聞やテレビのマスメディアだけでなく、オンラインのアーンドメディアからの情報発信を積極的に行う。

(4) 各種広報ツールのリニューアル

パンフレットデータの更新(2020年4月)

(5) 新聞広告

戦略的な広告出稿計画に基づき、新聞広告を継続的に実施する。

(6) 各種イベントの実施／街頭キャンペーン

支援者又は潜在的な支援者と直接的に接するためのイベントを行い、活動の広報と支援の呼びかけを行う。首都圏等、福岡市以外でも実施する。

6. 子どもに関わる個人・団体・企業・その他関係機関との連携

(1) 福岡市里親養育支援共働事業(「新しい絆」プロジェクト)

(事務局:福岡市児童相談所・子どもNPOセンター福岡)

ア「新しい絆」フォーラムの開催

*第31回フォーラム:2020年3月8日開催の予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大のため中止。今後については未定。

企画:「子どもの声に応える里親家庭」

(基調報告:坂本雅子、基調講演:山田真理子)

*第32回フォーラム開催:2020年9月(予定)

イファミリーシップふくおか(実行委員会)年4回開催(予定)

改正児童福祉法に「家庭養育優先の原則」が明記され、これに位置づけられた里親養育を中心とする「子どもコミュニティアクア」のあり方が大きな課題となっている。ファミリーシップでは、これまでに構築してきた多主体ネットワークをさらに発展させ、困難を抱えた子どもやその家族を支えるコミュニティアクアのあり方を探り、今後担うべき役割などを検討することとしている。

ウ 福岡市里親委託等推進委員会 年2回開催(予定)

フォーマルな会議体であり、里親養育をめぐる新しい流れや理念を共有し、社会的な課題として広げていく上で貴重な場として位置付ける。

(2) 子どもにやさしいまちづくりネットワーク(事務局:子どもNPOセンター福岡)

ア ネットワークを県全体に広げる

福岡県全体を視野に入れて、「子どもにやさしいまちづくり」の賛同者を積極的に広げ「子どもの権利尊重の自治体づくり」に向けた取り組みを進める。

イ「子どもにやさしいまちづくり」プラットフォーム

「こまちひろば」・「テーマ別ひろば」・「市民フォーラム」を軸として、市民の参加と成長、子どもに関わる諸課題の取り組みから政策提言、それぞれの自治体における子どもの権利尊重のまちづくりをめざすプラットフォームの構築をさらに進める。

ウ 第19回市民フォーラム テーマ:未定 2020年12月開催予定

(3) 福岡市子ども虐待防止活動推進委員会(事務局:福岡市)

ア 推進委員会(3回開催):28団体+福岡市

ワーキンググループ会議:フォーラム、専門研修の企画などを検討、全体委員会に提案する。

イ 第11回子ども虐待防止市民フォーラム 開催:2020年8月(予定)

ウ 虐待防止月間街頭キャンペーン

エ 子ども虐待対応研修 開催(11月頃予定)

(4) 子どもアドボカシーをめぐるネットワークと連携の創出(事務局:子どもNPOセンター福岡)

福岡における「あらゆる子どもの権利擁護を目的とした子どもアドボカシーシステムの構築」に向けて、市民・行政に理解と共感をひろげ、新しい制度が子どもにとって最善の利益をもたらすものとなるよう、次の事業を進めながら、これを支えるネットワークと連携を創り出していく。

ア 子どもアドボカシー公開講座(200名)

・一般への啓発・普及・拡大

イ 子どもアドボカシー基礎講座(40名)

・独立アドボケイトを受け入れる現場づくり・拡大

ウ 子どもアドボケイト養成講座・フォローアップ講座(20名)

・独立アドボケイト、トレーナーの養成

エ 子ども・若者委員会の設置と活動への支援

- ・社会的養護の子どもたち、地域の子どもたち自身による意見表明活動の支援
オ 子どもアドボカシーシステム研究会
- ・福岡市における子どもアドボカシーシステムの望ましい将来像のデザイン研究
カ 広報・啓発
- ・子どもの権利条約の理念の普及、子どもアドボカシーに関する認知度の向上

7. 国際連携

(1) SOSCVI との連携

養育や家族支援のプログラムについて導入を図る。

(2) SOS アジアオフィスとの連携

資金造成活動の実施方法等について引き続き必要な協力や知識を得る。

8. 資金開発

地元福岡での対面による広報活動や新聞広告などを活用した支援者獲得に加え、インターネットの活用や代理店とのアライアンスによるマンスリー支援会員の開拓の安定化に注力する。

また、既存の支援者に対してはアニュアルレポートやニュースレターを届けることにより丁寧なコミュニケーションを心掛け支援の継続を依頼する。

(1) 資金開発方針

新規支援者獲得

- ア 部内にタスクチームを組成し、WEB サイト経由のファンドレイジングを充実させる。
- イ マンスリー会員獲得のために、代理店とのアライアンスを強化し、法人内のバックオフィス機能を充実させる。
- ウ 全役職員による対面による支援者獲得を徹底するために、内部啓発を実施する。
- エ チャリティイベントでの集客や募金活動を充実する。
- オ 「遺贈寄付」などの様々な手法を実施する。
- カ 地元福岡の企業との連携や、東京地区の CSR に積極的な企業に対してアプローチを実施する。

(2) 既存支援者からの寄付率向上および安定化

- ア 既支援者データの分析と効果的な対応の実施
- イ 口座振替やクレジットカード利用の促進

(3) 手法の充実

- ア 子どもの村福岡の見学者、卓話、カフェ形式のセミナー参加者、企業訪問、街頭活動などによる対面時の支援者勧誘を全役職員で行うためのツールを充実させる。
- イ 企業との連携に必要なアプローチツールを制作

ウ 「遺贈寄附」の取組(士業へのアプローチの継続と他団体との連携による広報イベントの取組み)

(4) 外部協力者との連携

ア 高校生ボランティアとの街頭募金活動

イ 社会人、大学生ボランティアとの協働によるカフェ形式のセミナーの開催

(5) 財務安定化のための数値目標

支援者基盤を充実させるために、支援会員目標及び会員による寄付者目標を設定する。

新規支援会員数目標(申込ベース)

	目標 (2020年)	実績 (2019年)
個人	120	72
企業・団体	7	5

支援会員による寄付者数目標

	目標 (2020年12月末時点)	実績 (2019年12月末時点)
個人	850	727
企業・団体	120	116

III 組織運営

2020年「子どもの村福岡」は開村10周年を迎える。大きな挑戦でもあった10年間に蓄積された経験を知見として整理し、今後の組織運営に有効に活かしていきたい。役職員が一体となるとともに、新たに適材を求めつつ、重要な社会課題に果敢に取り組むことができる組織をめざす。

1. 組織運営

持続可能な組織体制の確立及び安定的な資金造成体制の構築をめざして法人組織が一体となって努力を傾注する。NPO 法人としての活力を維持しつつ、新たな社会課題の解決に向けた組織の活性化を図る。

2. 人材養成

(1) 人材確保

人材(育親や職員)確保のためのリクルート活動を継続的に実施するほか、さまざまな媒体を通

じて有能な人材の確保に努める。

(2) 人材育成

職員向けの研修プログラムを企画立案するほか、当法人が行う種々の行事及び活動への参加を求め、基本的な理念や対象としている社会的課題に等について理解を深めさせる。

3. ボランティア組織の充実

支援ボランティアの充実を図るために、全職員が従来通りの丁寧な対応を実施し活動の定着を図る。また、広報分野でのボランティアとの協働についても継続する。

4. 支援団体との連携

(1) 子どもの村福岡後援会

側面的な支援を継続的に依頼し、従来通り後援各社との良好な関係を維持する。

(2) 子どもの村福岡を支援する小児科医の会

支援の拡充を企図し、「支援する小児科医の会」への加入促進を行う。